

吉野川歴史探訪 旧吉野川 その3

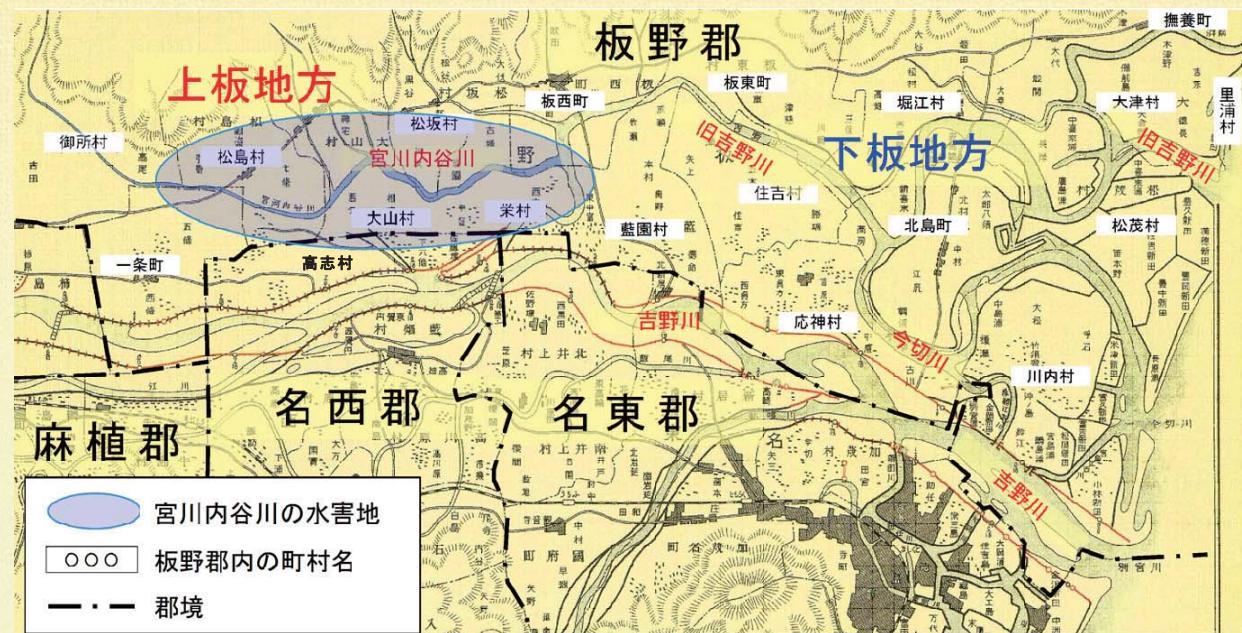
～ 宮川内谷川 水害地の執念が実りようやく着工 ～

こんにちは。別宮川三郎です。平成7年1月17日、当時、私は高松市に居住していました。早朝、激しい揺れで目が覚め家具が倒れないよう支えていましたが、その後揺れも収まり、幸いにも被害はありませんでした。しかし、瀬戸内海を挟んで対岸の兵庫県では、震度7の大地震となって、テレビでは、倒壊した家屋や高速道路、市街地の火災など、これは、現実なのかと思うほど信じ難い映像が流されていました。この大地震により、6400名を越える方が亡くなり、家屋の全壊は10万戸以上の壊滅的な被害となりました。

阪神淡路大地震から25年が経過しましたが、最近、マスコミにより行われたアンケートによれば、震災の記憶や経験が風化していると感じている方が6割に上り、時間の経過とともに教訓が忘れ去られるのではないかとの懸念が示されました。私も同感であり、防災・減災のためには、過去の教訓を忘れることなく次世代へ伝えることが、今を生きる私たちの責任だと考えます。将来、吉野川歴史探訪が少しでも参考になれば幸いです。

さて、前回から、旧吉野川の最大の支川である宮川内谷川に脚光を当て、明治から昭和はじめの出来事について探訪しました。今回も引き続き、戦前から行われた宮川内谷川の治水について、上板町史、吉野川（毎日新聞社編）などから探訪したいと思いますが、今回の内容は吉野川北岸地域の広範囲に及ぶので、理解を深めるために昭和初めの頃の地形図（吉野川改修竣工平面図）に宮川内谷川、その水害地及び関係町村の位置関係について、図1に示していますので、探訪の参考にしてください。

図1 昭和初めの頃の宮川内谷川と関係町村



1. 改修促進に向け水害地は強い決意で再陳情。工法は県に一任！

宮川内谷川の治水の努力は、明治 10 年前後から始まったと言われ、幾度も治水計画を立案（写真 1）しましたが、上下流住民の対立により、昭和に入っても実現することなく、水害地では、治水の努力を始めて、既に約 60 年の歳月が流れていきましたが、見るべき改修も行われないまま、その惨状が軽減されることはありませんでした。（Our よしのがわ Vol.34 参照）

写真 1 明治から昭和初めに頓挫した治水計画



昭和 7 年計画が中止された後も、松島村や大山村などは、毎年のように発生する水害に苦しみながらも、県への改修促進陳情を機会あるごとに粘り強く行いました。県としても改修の重要性は認めており、昭和 7 年に中止となった案を高志村が譲歩すれば可能性はありましたか絶対反対を表明していました。また、代替案である現在の流域をそのままとした現川の改修は、改修延長が 12km 余りとなり、事業費が大幅に増加するなど種々問題があり、県としても対応に苦慮し着工の見通しもないまま数年が経過しました。

県から見離された水害地の改修促進派は、昭和 12 年 7 月、三木武夫代議士を訪問して、宮川内谷川の水害による窮状を訴え改修の促進を懇請しました。代議士は土成町御所の出身であり、この頃から宮川内谷川に深い繋がりができたといわれています。

また、翌月に松島村長、大山村長が連携して「宮川内谷川改修期成同盟会」を再興し、役員の改選を行い、陣容を一新して運動を再開しました。そして、上板アケ町村（御所村、一條町、松島村、大山村、板西町、栄村、松坂町）住民 1640 名の連署をもって、内務大臣及び知事に改修嘆願の陳情書を提出しました。

陳情書には、宮川内谷川の特異な河川特性により水害が常態化し苦しんでいること、明治以来改修促進に向けて運動を行ったが工法を巡る上下流住民の対立により事業が中止になったこと、最後に、改修工法は県に一任するとともに、事業費の地元負担金に関しては水害地域で負担することを記載しており、改修促進に向けた水害地域の強い決意を感じることができます。陳情書は、内務省に届きましたが、昭和 7 年に事業が中止となって承認された国の予算を返上したこともあり、陳情の際に内務省の担当官は「徳島県人は信用で

きない。いざ施工となると必ず反対するものがいる。飯尾川がそうであったし、勝浦川も一昨年予算が成立したのにまだ着手していない。宮川内谷川は前科者だ」と答えたと言われていますが、末次内務大臣は、秋田、三木代議士の紹介もあり、よく話を聞いてくれたようです。

2. その設計一寸待て！改修計画を下板地方が反対

昭和 13 年、三木代議士の尽力もあり、内務省による現地調査が行なわれ、改修工事の計画が立案されるとともに予算も計上されて、その実現を見るばかりとなっていましたが、水害地から遠く離れた旧吉野川沿い低地の下板地方（図1）の町村においても、宮川内谷川の改修計画に対する関心が高く、県当局に説明を求めたところ、県の意向としては、これまで頓挫してきた宮川内谷川に新川を設けて吉野川に排水する考えを大きく変え、現在の流路を改修して、旧吉野川へ合流させる方針であることが判明したのです。（図2）

旧吉野川筋の下板地方の住民からすれば、「もし、この計画が実現すれば、川幅が狭く吉野川よりも川底の低い旧吉野川の危険は倍加し、洪水氾濫は流域町村を一朝にして不毛の地と化すことは火を見るよりも明らかで、この工事によって、宮川内谷川氾濫による水害地である上板百町歩（約 100ha）の耕地を救うことはできても、旧吉野川および今切川流域六千町歩（約 6000ha）の耕地が犠牲となり、角を矯めて牛を殺す愚（ツノタメウツコログ：小さな欠点を無理やり改めようとすると、かえって全てをだめにしてしまうものだ、という意味の諺）をなすもの」と考え、強く反対したのです。

図2 昭和 14 年当時の改修計画イメージ図



その後、水害地町村の上板地方、改修反対町村の下板地方は、行政区域を同じ板野郡としていたので、板野郡の問題として、昭和14年4月に板野郡内の21ヶ町村長は宮川内谷川の水害状況の視察を行いました。視察者一同は、その被害の甚大さに驚嘆し、問題の解決に向けて、直ちに板野郡町村会に「宮川内谷川改修促進会」を設立したのでした。しかし、設立後も各町村の利害対立によって様々な意見があり、問題解決に向けた動きが停滞していたため、昭和15年1月に、緊急町村会を開催し、地理的に宮川内川の影響がない北灘村長の提案により、新たに9名の委員（水害地を含む上板地方は松島、大山、松坂、藍園、下板地方は大津、堀江、北島、住吉の各村長及び町村会長の鳴門町長）を決定して、県と協議し「宮川内谷川改修問題委員会」を開催して、板野郡全体の希望により改修事業促進運動を行うことを決定したのでした。

3. 宮川内谷川改修前進！上流に大ダム計画、委員会工法を県へ一任して協力

昭和15年8月、宮川内谷川改修問題委員会は、県から土木課長、技師、板野郡町村会から委員等が出席して開催されました。委員会では、県より改修の進め方について説明があり、その内容は、第一期工事として御所村に大貯水池（ダム）を造って洪水量を調節し、第二期工事として問題の水害地域の復旧工事を行う、水害地域の改修による下流への影響を極力軽減しようとしたものでした。

各委員は、同工事方法を中心として意見交換を行いました。各町村の事情も異なり、多少の意見相違はありましたが、それぞれ譲歩して工事速進に邁進することで一致し、協議は円満に進みました。また、第一期工事のダムができるか否かによって、河川改修工事の内容が相当異なってくるとの認識はありましたが、委員会においては、工法、技術方面の事は県へ一任して、とにかく、宮川内谷川問題について協議促進の実を上げることを申し合せました。

図3 改修計画の前進を伝える新聞記事図

これまで、宮川内谷川流域内の利害対立から明治31年計画、大正8年計画、昭和7年計画は頓挫していました。今回も計画当初に下流域である下板地方から反対の声があがりましたが、関係流域町村が水害地の状況に鑑み互いの立場を尊重し、改修の方向に大きく舵を切ったのでした。

水害地の改修により影響を受ける下板地方は、従来、吉野川の水害常襲地帯でしたが、吉野川第一期改修工事が昭和2年に完成し、吉野川左岸堤防や第十樋門によって吉野川の洪水から完全に切り離され、治水安全度が飛躍的に高まっていたことも、水害地の改修を認めた背景にあったのではないかと考えられます。



4. 工事内容を巡り栄村が強行に反対！

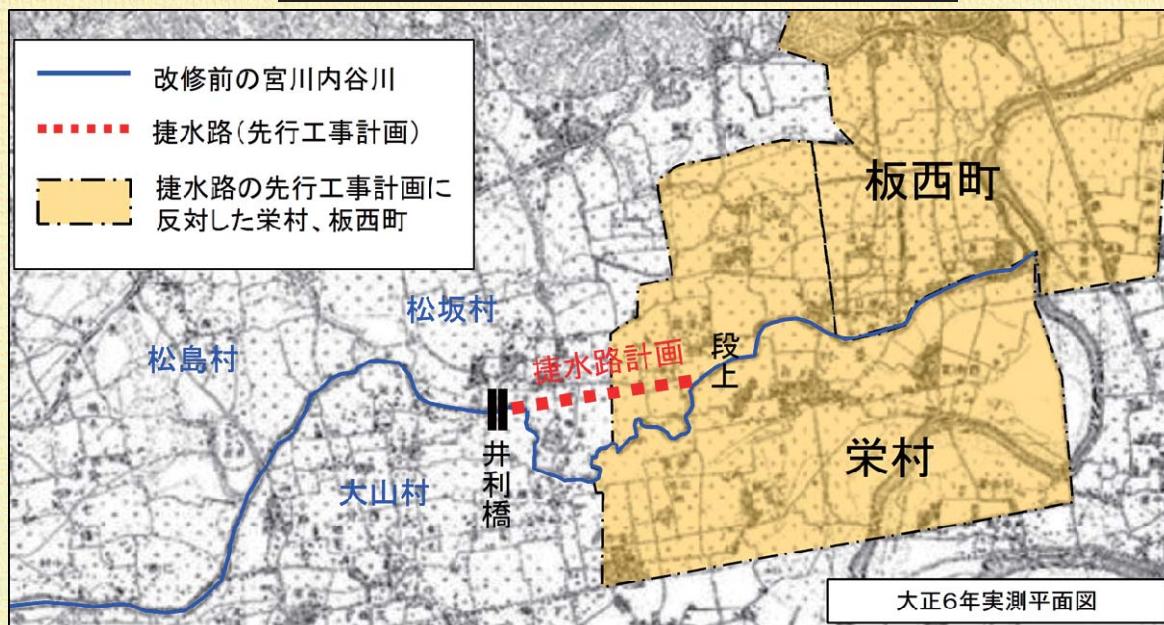
昭和 16 年 1 月、内務省中小河川課技師が来県し、宮川内谷川筋の現況視察が行われ、いよいよ、内務省中小河川改良工事として、多年念願の改修工事に着工することになりました。

しかし、その工事内容は、水害地の中心である松島村、大山村、松坂村の浸水原因である下流狭隘屈曲河川部分のみを改修し被害の軽減を図るもので、具体的には、松坂村矢武の井利橋から下流栄村下庄段上まで一直線に捷水路工事（図4）を行うものでした。

この工事では、水害地の被害は軽減されますが、捷水路区間から旧吉野川合流点までは何の対策も示されていないことから、この工事の進展により、下流では水害の増大が明瞭となり、栄村では、下流の完全な排水工事が優先的に実施されない限り同意できないと、猛反対の運動が起り、同年 5 月栄村は内務省に改修工事施工反対の陳情を行い、またもや、工事は一時中止することになったのです。

栄村としても、隣村の水害に同情しており、宮川内谷川の改修そのものには賛成していましたはずです。しかし、上流の水害地のみが救われ、下流の水害リスクが高まる工事内容では、到底受け入れられるはずがありませんでした。

図4 昭和 16 年に説明した工事内容のイメージ



5. 治水の鉄則は下流先行！栄村、板西町の主張が認められる。

昭和 16 年 5 月末に工事が一時中止になって以降、三木代議士が栄村と改修促進派両者の意見を聞き調停に努力しますが、互いに主張を譲りませんでした。

同年 7 月、栄村は捷水路計画地点の下流隣接町である板西町を味方に引き入れて、さらに反対の態度を硬化させました。

一方、改修促進派は、栄村・板西町との調停は絶望と考え、同年 10 月には、板野郡選出の県会議員及び関係町村（栄村、板西町除く）は、本問題に対する群論を確認するための会議を開催しました。その結果、下流町村においては捷水路工事に異議はないことを確認し、関係 16 ヶ町村長署名捺印のうえ、既定通り改修工事を断行するよう知事に陳情書を提出しました。

このように、宮川内谷川の改修工事を巡り、板野郡の意見は2つに割れ町村を分断する紛争に発展しましたが、三木代議士の調停もあり同年11月に県は、栄村長、板西村長他有志を招致して種々説得調整しました。

その結果、捷水路工事の実施による下流の栄村、板西町への影響をできるだけ少なくする工事内容に改め、協定覚書として作成し、関係者すべてが署名捺印して、ようやく改修工事の実行に移される段階を迎えたのです。

【協定覚書内容：筆者要約】

1. 捷水路工事は、下流工事を昭和17年度に実施する見込みをつけ着手すること。
2. 下流工事により安全の見通しが着くまで、捷水路工事については、栄村地区内の一部分の工事を実施しないこと。
3. 下流工事は、捷水路の通水量以上が流せるようにすること。
4. 本工事に関する下流町村の了解は県において行うこと。
5. 捷水路施工区間の旧水路は、新水路通水と同時に埋め立てすること。
6. 事業費の地元負担はこれまでの水害の程度を考慮し県において定めること。

治水の鉄則として、水害地とその下流双方が安心できるように努めなければならないのに、なぜ、内務省や県が上流水害地のみの工事に拘ったのか今となっては知る由もありませんが、この時期は、戦時中であり、資金的に中長期的な対策は困難で水害地のみの対応しかできなかったのかも知れません。

6. 水害地の執念が実りようやく着工 だが安全に確実はない。

昭和17年1月、宮川内谷橋から下流の河道整備に重点をおいた計画により改修工事が開始されました。計画流量は宮川内谷橋で $480\text{m}^3/\text{s}$ 、最下流部である旧吉野川の合流点付近では、中流部3箇所で氾濫させることによる遊水効果を見込んで $200\text{m}^3/\text{s}$ としました。川幅は宮川内谷橋から古毛川合流点まで50m、泉谷合流点まで45m、捷水路末端まで27m、その下流は34mとして工事費94万8千円で昭和18年に完成しました。（写真2）

写真2 改修工事概要（昭和22年航空写真）



写真3 捷水路と旧河道

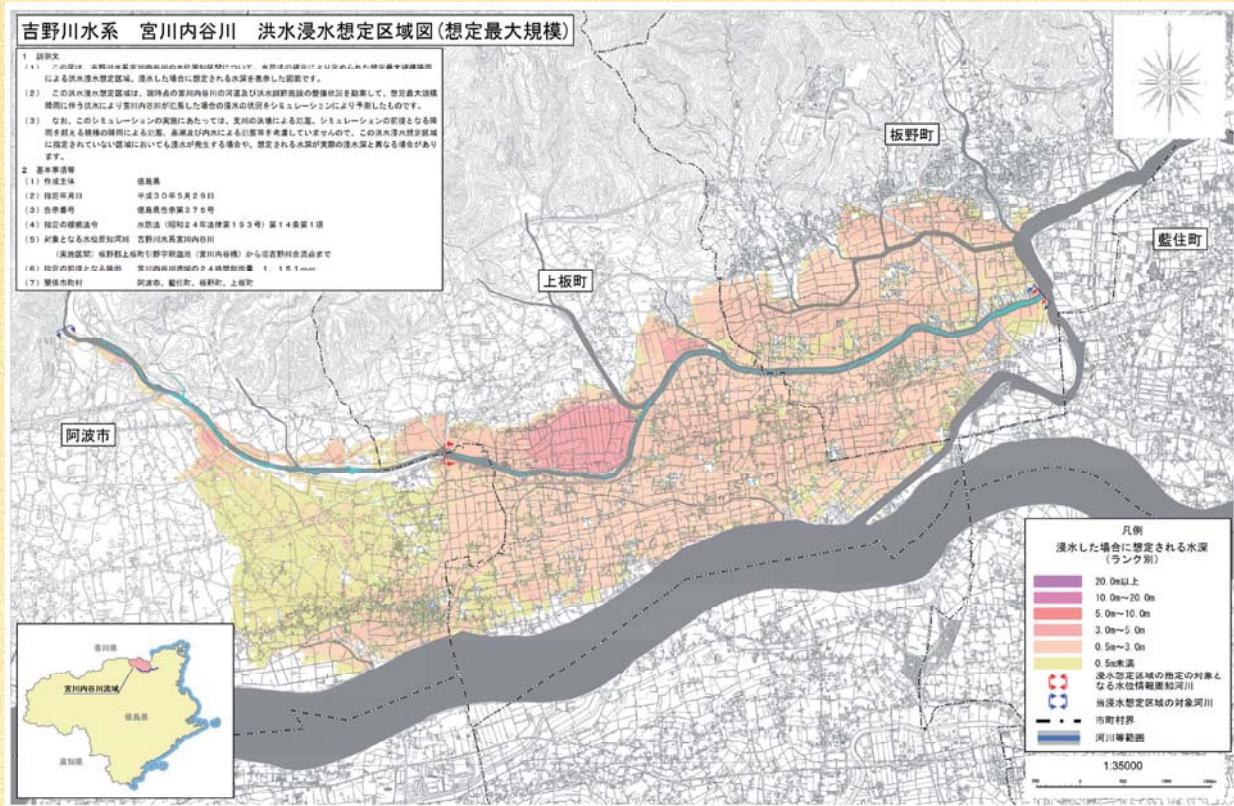


昭和 19 年 11 月、改修工事完成後、大山村西分東光小学校において落成式が挙行されました。長かった宮川内谷川の水との戦いは、各地域の地元住民の利害と複雑に絡みながら、幾多の糾余曲折を経て、関係者による長い年月の涙ぐましい努力の結果、ようやくここに解決への第一段階を終えたのでした。

こうして、現在の宮川内谷川の原形がつくられ、治水の安全性は高まりましたが、改修方式は、山から吉野川へ直流させる理想案ではなく、現川を僅かに改修したものだけに、これで大きな洪水が防げるはずもなく、昭和 28 年台風 13 号、昭和 29 年ジューン台風などによる洪水では中流部各所が破堤決壊し濁流は沿川を襲い莫大な被害が生じました。

この水害を契機として沿岸住民の間で本格的な治水対策を望む気運が高まり、昭和 30 年から中小河川改修事業として、引堤、掘削など抜本的な改修が昭和 50 年代半ばまでに実施されるとともに、昭和 39 年には多目的ダムである宮川内ダムが完成し一定の安全度は確保されており、近年、堤防決壊による水害は発生していません。しかし、これで絶対安全と考えることはかえって危険です。近年、全国各地で施設の規模を上回る洪水による激甚な水害が発生しており、隣県の愛媛県では平成 30 年 7 月豪雨により肱川流域が、また、令和元年 10 月東日本豪雨では、関東、東北及び北陸の広範囲で大水害が発生しています。宮川内谷川においても最大規模降雨を対象とした浸水想定区域図（図5）のとおり、大規模水害のリスクを抱えているのです。

私たちは、大規模水害は必ず発生するという認識の下に、水害を我がこととして捉え、「命と暮らしを守る防災・減災」に向けて、社会全体で取り組み続ける必要があります。

図5 吉野川水系宮川内谷川洪水浸水想定区域図（想定最大規模）

【浸水想定区域図】

近年、集中豪雨等による水害が頻発しており、短時間で河川が増水したり、堤防が決壊して甚大な被害が発生する事例も増えてきています。洪水時の被害を最小限にするためには、平時より水害リスクを認識したうえで、氾濫時の危険箇所や避難場所についての正確な情報を知っていただくことが何よりも重要です。

国土交通省及び都道府県では、洪水予報河川及び水位周知河川に指定した河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水害による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間を洪水浸水想定区域図として公表しています。

図5は、宮川内谷川の最大規模降雨を対象とした浸水想定区域図であり、平成30年5月に河川管理者である徳島県が公表したものです。

前回から宮川内谷川の改修について探訪しました。治水の上下流バランスを巡って、様々な関係者の利害を60年余りの歳月をかけて乗り越え、ようやく改修に漕ぎ着けたのです。先人たちの治水の努力に感謝したいのです。

次回は、旧吉野川下流域の堤防整備について探訪しましょう。